

特別なニーズを要する児童・生徒支援の実態と養護教諭の認識

杏林大学保健学部看護学科看護養護教育学専攻

石野晶子 亀崎路子 田中美千子

報告者は2020年度から地域総合研究所研究費助成（指定研究）にて、特別なニーズを要する子どもと保護者支援を目的とした保育園保育士調査及び学童保育支援員を対象とした調査研究を継続して実施していた。本研究は、その継続として学校における特別なニーズを要する児童生徒及び保護者支援に視点を広げ、養護教諭を対象とした研究である。

背景

医療技術の進歩により多くの児が救命可能になった。一方、医療機関退院後も医療的ケアが必要・発育発達上で課題がある・慢性疾患がある児等も多く、医療ニーズが多様・長期化している。また、医療ニーズの有無だけでなく、子どもの貧困や保護者の不在・社会的養護下で生活する子ども等、家族形態の多様化に伴う家族関係・親子関係の再構築や移行期の課題等、子育て家庭では様々な課題が生じている。子ども対応の実践は、子ども側の課題だけでなく保護者の健康・経済的問題・機能不全家庭等、保護者及び家庭環境に課題がある等、多様な要因が複雑に絡んでいることが多く、子どもの状態や背景要因・必要な支援に関する共通理解を図ることが求められている。その上、子どもの成長・発達及び発達段階に応じて帰属する場所の変化や関わる人の変化が生じるため、継続的な支援の実践には支援に関わる多機関や多職種をコーディネートする人材が必要不可欠である。乳幼児期は医療・保健・福祉・保育が連携し、医療機関・保健センター・子ども家庭支援センター・保育所等が主に調整役割を担うことが多い。一方、就学以降は子どもの活動の中心が学校になるため上記連携機関に学校が加わり、子ども対応の中心は担任教員や養護教諭となる。一方、学校のみでの全ニーズへの対応は困難であり、地域関連機関・職種と学校との連携・サポート方法等、就学以降の特別なニーズを要する児童生徒を地域で支援していく上での学校における役割の明確化が課題である。

目的

本研究目的は、以下の4点を明確化することである。

- ①就学以降の特別なニーズを要する児童生徒の実態と学校での対応現状
- ②就学以降の特別なニーズを要する児童生徒への支援を実践する養護教諭のニーズ
- ③医療的ケア児に対する養護教諭の対応の現状
- ④医療的ケア児対応に対する養護教諭のニーズ



方法

本研究では、調査対象である都内A区・B区・C市・D市・E市の公立小学校・中学校に協力を打診した。上記地域の各学校長及び養護教諭宛に研究概要・方法を記載した依頼文書と返信用封筒を同封した調査用紙（申請者作成）を送付し、期限内に大学へ返送を依頼する無記名自記式での郵送調査を実施した（学校から指定）。調査用紙冒頭のチェックと大学への返送をもって最終的な同意を得られたものとした。得られた回答はデータ化し、データは可能な限り数値化した。数値データは統計解析ソフトSPSSを使用し分析を行った。また、言語データはカテゴリー分類を行った。なお、本研究は杏林大学保健学部倫理審査委員会の承認（承認番号2024-84）を得て実施した。※上記地域に所在する都立高等学校・特別支援学校に勤務する養護教諭も対象としているが、本報告では未実施。次年度、同調査を実施予定である。

調査対象

対象：合計：公立学校養護教諭（小学校218校・中学校112校）
内訳：・A区：小学校 67人・中学校 35人
・B区：小学校 60人・中学校 28人
・C市：小学校 15人・中学校 7人
・D市：小学校 69人・中学校 39人
・E市：小学校 7人・中学校 3人

なお、本報告ではデータ入力終了している小学校養護教諭に限定し、調査報告を行う。



調査内容

- 内容：1.特別なニーズを要する児童・生徒に対する学校での
・校内での支援体制
・他機関等との連携
2.特別なニーズを要する児童・生徒に関する
・児童生徒の現状
・対応経験の有無
・学校生活上でのサポート内容
・対応する上で課題と感じていること
・養護教諭自身に必要と感じているサポート
3.医療的ケアに関する
・実際の対応経験の有無と内容
・養護教諭の先生の考え

※本調査における特別なニーズを要する児童生徒とは、障害や疾患等の子ども側の課題だけでなく、保護者の健康・経済的問題・機能不全家庭等、保護者及び家庭環境に課題がある等、子どもが育つ過程において個別の多様なニーズがある児童生徒とした。また、本研究における「特別なニーズ」は医学的な確定診断がある場合に限らず、学校教育上、特別なニーズがある児童・生徒を含んでいる。

結果

調査の全体に関しては現在分析中である。そのため、本報告では、主に特別なニーズを要する児童・生徒が在籍する学校の実態と支援体制に関する内容の一部について纏めた。

- ★調査対象：小学校の養護教諭218人中16人から回答あり。回収率7.3%。
- ★在学児童数平均：【1年生】75.5人【2年生】76.3人【3年生】82.2人【4年生】80.7人【5年生】85.8人【6年生】80.1人
- ★在学児童数合計：【1年生】1208人【2年生】1220人【3年生】1315人【4年生】1290人【5年生】1372人【6年生】1282人
- ★教員数平均：常勤27.2人・非常勤9.1人・その他6.8人・教員以外の職員（学習支援員：10校・スクールサポートスタッフ：6校・スクールカウンセラー：5校）
- ★教員の平均年齢：37.1歳
- ★養護教諭の複数配置の有無：複数配置あり3人（配置人数：2人）・複数配置なし12人
- ★特別な支援を必要とする児童：回答を得た16校、全校（100.0%）に在籍。
・平均児童数82.2人（人数の記載が得られた14校の平均児童数）
・特別な支援を必要とする児童の状態：上位は、「アレルギー疾患（食物・喘息・アトピー等）がある」総数395人（平均24.7人）、「発達障害（ASD・ADHD・SLD）がある」総数242人（平均15.1人）、「知的な遅れがある」総数125人（7.8人）、「心の不安定がある」総数123人（平均7.7人）だった。
- ★養護教諭が児童のニーズを把握する機会：「担任からの情報」・「保護者からの相談」16校中6校（37.5%）が上位であり、次いで「日常の児童の様子から」5校（31.3%）、「校内の委員会等での情報共有」4校（25.0%）だった（複数回答）。
- ★児童の支援に至るまでの過程・手続き：「校内委員会での協議・決定」16校中8校（50.0%）で上位であり、次いで「地域の外部機関との連携・活用」5校（31.3%）だった（複数回答）。校内委員会での教職員の共有を図り、支援内容等が決定されていた。その決定に基づき、地域の巡回相談・SSW・就学相談・医療機関・子ども家庭支援センター・児童相談所・教育相談等、必要と考えられる専門機関・専門職に繋がっていた。
- ★児童生徒をサポートする校内体制：「定期的な会議の開催」16校中7校（43.8%）で上位であり、次いで「学校全体でフォローする体制づくり」5校（31.3%）、「地域の専門機関・専門職との連携及び活用」4校（25.0%）だった（複数回答）。
- ★児童生徒をサポートする工夫：「教職員全体で共有」4校（25.0%）で上位であり、次いで「日頃の情報交換・コミュニケーション」複数で対応各3校（18.8%）だった（複数回答）。
学校以外の機関と連携：・「ケースにより連携している」16校中15校（93.8%）、「わからない」1校（6.3%）だった。
・外部機関との連携がある学校では、学校側の調整役は「副校長」15校中10校（66.7%）が上位であり、次いで「養護教諭」「特別支援コーディネーター」6校（40.0%）だった（複数回答）。
- ★連携機関：「子ども家庭支援センター」15校中14校（93.3%）が上位であり、次いで「児童相談所」12校（80.0%）、「主治医の病院」11校（73.3%）だった（複数回答）。
- ★連携している専門職：「公認心理士」15校中14校（93.3%）が上位であり、次いで「スクールソーシャルワーカー」10校（66.7%）、「医師」9校（60.0%）だった（複数回答）。

※現在、データ入力及び詳細を分析中である。引き続き、学校における児童・生徒の特別支援ニーズ抽の実態、学校での支援体制及び対応する養護教諭や教職員のニーズ・課題の抽出を行っていく。その上で、就学以降の特別なニーズを要する児童生徒を地域で支援していく上での学校における役割と課題を検討していく。